

退職金特別定期預金規定

退職金特別定期預金は（この預金は）、以下を除き、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（通帳式）または自動継続自由金利型定期預金（大口定期）規定（通帳式）により取扱います。

【自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（通帳式）】

1.（自動継続）

（2）この預金の継続後の利率は、継続時の「預金利率一覧表」における大口定期（該当預入期間）の利率に1.2を乗じた利率（直近の当期ボーナス定期預金の利率を下回る場合は直近の冬期ボーナス定期預金利率）を適用し、上乗せ利率の適用は満期継続3回までとします。

【自動継続自由金利型定期預金（大口定期）規定（通帳式）】

1.（自動継続）

（2）この預金の継続後の利率は、継続時の「預金利率一覧表」における大口定期（該当預入期間）の利率に1.2を乗じた利率（直近の当期ボーナス定期預金の利率を下回る場合は直近の冬期ボーナス定期預金利率）を適用し、上乗せ利率の適用は満期継続3回までとします。

（令和8年4月1日現在）